

船橋市地域活動支援センター指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地域活動支援センター条例(平成17年船橋市条例第13号。以下「条例」という。)第4条に規定する船橋市地域活動支援センター(以下「センター」という。)の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、条例第7条各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

- (1) 指定期間中安定した管理運営を行うことができる実績及び能力を有していること。
- (2) 利用者ニーズに合わせた事業が実施できること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第65号)及び船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱を遵守できること。
- (5) 精神保健福祉士及び専門職員を配置できること。
- (6) 個人情報保護管理が徹底できること。

(申請書等)

第3条 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 指定期間全体の事業計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (5) 第1号の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
- (6) 前年度又は直近の貸借対照表及び収支決算書並びに事業報告書
- (7) 管理を希望するセンターの管理に関する収支予算書
- (8) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人又は団体の概要が分かるもの
- (9) 役員名簿
- (10) 誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、センターの指定管理者を指定管理者に応募したもののの中から選定する。

- 2 市長は、前項の選定にあたっては、次条に定めるセンター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(センター指定管理者選定委員会)

第5条 センターの指定管理者の選定について、船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く

- 2 委員会の委員は、識見を有する者及び市職員を含む7人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(指定の取り消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。
- (5) 指定管理者の役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (6) 指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。
- (11) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。